# 生 活 保 護

# 1. 生活保護の制度

## (1)生活保護制度の目的

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の 生活を営む権利を有する」との基本理念に基づき、生活保護法によって実施される制度です。

生活保護法はその目的として「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」と規定し保護を国の直接責任で実施することとしています。

#### (2)生活保護の原理

#### ①無差別平等の原理

すべての国民は、生活保護法に定める要件を満たす限り、生活保護法による保護を無差別平等 に受けることができる。

#### ②最低生活の原理

生活保護法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

## ③補足性の原理

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

## (3) 生活保護の原則

## ①申請保護の原則

保護は、保護を必要とする者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始する。

## ②基準及び程度の原則

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した保護を必要とする者の需要を基とし、その うち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度に行う。

## ③必要即応の原則

保護は、保護を必要とする者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行う。

#### ④世帯単位の原則

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める。但し、これによりがたいときは、個人 を単位として定めることができる。

#### (4) 生活保護の種類と範囲

生活保護の給付は、8つの扶助により構成されており、この中で保護の対象となる世帯が必要とするものが対象となります。

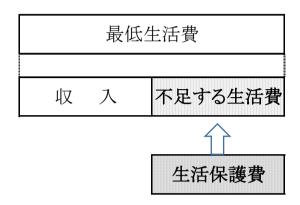
- ①生活扶助(衣食その他日常生活に必要なものの給付)
- ②教育扶助(義務教育に必要な学用品、教材費等の給付)
- ③住宅扶助(家賃、地代、住宅補修代等の給付)
- ④医療扶助 (医療に必要なものの給付)
- ⑤介護扶助(介護に必要なものの給付)
- ⑥出産扶助(出産に必要なものの給付)
- (7)生業扶助(生業や技能習得に必要なものの給付)
- ⑧葬祭扶助 (葬祭に必要なものの給付)

# 2. 生活保護の決定

(1)生活保護の仕組み

保護の対象となる世帯が必要とする最低生活費の金額(厚生労働大臣が定める基準によって 算出)と、世帯の総収入や資産を比較して保護の要否を判断します。

# ◆ 生活保護が受けられる場合



※最低生活費に対し収入が不足するため、生活保護が<u>受けられます。</u>

※不足する生活費を生活保護費で補います。

# ◆ 生活保護が受けられない場合

靠	<b>是</b> 低生活	費	
Ц	又 .	入	

※収入が最低生活費を超えるため、生活保護が<u>受けられません。</u>

## (2)生活保護の申請と調査

生活保護は、その制度上個人的な秘密にわたる事項まで調査が必要である場合があります。 もちろん、必要最小限度の範囲に限られますが、個人の私生活の場に行政機関が関与することを制度的に前提としております。これは、その世帯の生活実態の把握が生活保護制度の実施 上基本的な要素であるからです。

したがって、生活保護の適用にあたっては、まず、専門の相談員が現在の世帯の状況等をお聞きし、個々の実態にあわせた様々な制度の活用を促したり、最終手段として生活保護申請に至る場合でも個々の実情を考慮して行います。

- 生活保護申請までの手続きは次のようになります。
  - I 社会福祉課の面接相談員へ相談。



Ⅱ 生活保護申請書、その他必要書類の提出。



Ⅲ 福祉事務所の担当員が世帯訪問や関係機関で生活保護の決定に必要な調査を実施。

## (3) 生活保護の要否判定

- ①福祉事務所が調査した結果に基づいて、生活保護を適用するかどうか、またどのような保護がどの程度必要なのか等について福祉事務所で検討します。
  - I 生活保護の要否判定は、厚生労働大臣が定めた基準により世帯の最低生活費を計算し、 世帯の総収入と比べて決定します。
  - Ⅱ 最低生活費の基準額は、年齢や世帯の人員等によって金額が定められています。
  - Ⅲ なお、「世帯」とは原則として同一の住居に居住し、生計を一にしている者の集まりを いい、入院患者や出稼ぎ者等も同じ世帯とします。住民登録上の世帯とは必ずしも一致 しません。
- ②保護の開始又は却下の決定は文書で通知し、面談の上直接説明します。

保護の決定は、申請書を受理した日から14日以内に行いますが、何らかの事情で14日以内 に決定できない場合は、30日以内に決定することとなっています。

# 3. 市内の保護動向

(1)市内の被保護世帯、人員、保護率の動向

平成18年1月1日合併による南城市誕生と同時に南城市福祉事務所が設置され、県南部福祉事務所から生活保護受給者がケース移管されました。南城市においては、所得の低さや高齢化の進行が生活に影響を与える要因の下、傷病や高齢などによる収入の減少により生活が困窮した等を理由に保護相談が依然として多い状況です。

令和6年度の保護世帯数と人員数の月平均は、478世帯、555人で、前年度と比較して18世帯の増となっており、保護世帯が年々増加傾向にあることが伺えます。

保護率は平成29年度9.63‰、平成30年度9.60‰と減少傾向にあったが、令和元年度から増加に転じ、令和6年度は11.85‰となっています。保護率増加の要因としては、高齢により有料老人ホームなどの施設入所者が増加し、年金だけでは生活が立ち行かない方が増えたことなどが考えられます。

#### ○被保護世帯、人員、保護率

(単位:世帯・人・‰)

年度	R 2年度		R 3年度		R 4 年度		R 5年度		R 6 年度	
1 22	延総数	月平均	延総数	月平均	延総数	月平均	延総数	月平均	延総数	月平均
世帯数	4, 821	402	5, 063	422	5, 468	456	5, 514	460	5, 734	478
人員	5, 610	468	5, 921	493	6, 519	543	6, 497	541	6, 658	555
保護率	10.	44	10.87		11.86		11. 67		11.85	
管内人口	45,	045	45, 530		46, 009		46, 498		46, 954	

※管内人口については、各年3月末日現在

※パーミル(‰)は1000分の1を1とする単位である。

## (2) 生活保護相談・保護開始・保護廃止件数

## ①生活保護相談の状況

令和6年度の月平均相談件数は12.3件で前年度と比較し3.3件の減となっています。相談内容では働きによらない収入減49.0%と最も多く、次に要介護状態、その他15.0%、傷病等が13.6%、働きによる収入減7.4%となっています。

## ○生活保護相談件数

(単位:件・‰)

		R 24			R 3年度		R 4年度		年度	R6年度	
	年 度	延件数		延件数		延件数		延件数		延件数	構成比
		(月平	区均)	(月平	5均)	(月平均)		(月平均)		(月平均)	%
	傷病等	57	(4.8)	69	(5.8)	65	(5. 7)	68	(5.7)	20 (1.7)	13. 6
	要介護 状態	57	(4. 0)	09	(0. 8)	00	(5.7)	32	(2.7)	22 (1.8)	15. 0
相談	離婚	1	(0.1)	0	(0.0)	2	(0.1)	0	(0.0)	0 (0.0)	0.0
内容	働きによる 収入減	6	(0.5)	12	(1.0)	24	(2.0)	26	(2.2)	11 (0.9)	7. 4
	働きによら ない収入減	61	(5.0)	57	(4.8)	50	(4. 1)	30	(2.5)	72 (6.0)	49. 0
	その他	18	(1.5)	14	(1.2)	25	(2.0)	31	(2.6)	22 (1.8)	15. 0
	合計	143	(11.9)	152	(12.7)	166	(13.8)	187	(15. 6)	147 (12.3)	100.0

<sup>※「</sup>延件数」の計上について、同じ相談者又は同一の世帯員から年度内において相談を受けた全ての回数を計上

## ②未申請、却下、取下げ理由

令和6年度において保護開始に至らなかった内訳を見ると、未申請が30件で前年度より17件の減、却下が13件で前年度より5件の減、取り下げが9件で前年度より4件の増となっています。 未申請理由は、「後日申請予定」が21件で最も多く、次いで「申請意思なし」となっています。

が10件と最も多く、次いで「収入が最低生活費を上回る」となっており、取下げ理由については、「資産、預金等の活用」が5件と最も多く、次いで「稼働能力の活用」となっています。

#### ○未申請理由

(単位:世帯)

年度	申請意思なし	他実施 機関	世帯員 との相 談	他法他施策	資産・ 預金等 の活用	後日申 請予定	その他	再掲 (申請書交付 したが未申 請)	合計
R 2年度	9	0	0	2	3	5	0	(18)	19
R 3年度	8	1	0	0	4	7	2	(22)	22
R 4年度	14	2	0	1	3	8	1	(19)	29
R 5年度	17	4	0	3	5	12	6	(31)	47
R 6 年度	6	0	0	0	3	21	0	(11)	30

○却下理由 (単位:世帯)

年度	他法活用 (施設入所 を含む)	資産、貯 金等の活 用	収入が最 低生活費 を上回る	就労可能	調査拒否調査不能	その他	合計
R 2	2	8	2	5	1	1	19
R 3	2	12	1	0	1	0	16
R 4	3	12	6	0	2	0	23
R 5	3	7	6	0	1	1	18
R 6	0	10	2	0	1	0	13

○取下げ理由 (単位:世帯)

年度	他法活用 (施設入所 を含む)	資産、貯 金等の活 用	稼動能力 の活用	扶養義務 者の援助	生命保険 等の活用	その他	合計
R 2	1	4	2	1	0	1	9
R 3	0	4	0	1	0	1	6
R 4	2	1	2	1	0	0	6
R 5	1	3	1	0	0	0	5
R 6	0	5	2	0	1	1	9

## ③保護開始の動向

保護開始の動向については、令和6年度の開始件数は94件で前年度より9件増加しています。 開始理由別にみると「働きによらない収入減」が41.5%と最も高く、次に「要介護状態」 17.0%、「傷病等」14.9%、「転入」13.8%の順となっています。

○保護開始件数 (単位:件・%)

年度	R 2	2年度	R 3年度 R		4年度	R 5 年度			R 6 年度		
	件	<b></b>	1	牛数	1	件数		件数		牛数	構成比
理由	(月-	平均)	(月	平均)	(月	平均)	(月	平均)	(月	平均)	(%)
傷病等	0.4	(0, 0)	0.1	(0, c)	20	(2, 0)	17	(1.4)	14	(1. 2)	14. 9
要介護 状態	24	(2.0)	31	(2.6)	38	(3. 2)	12	(1.0)	16	(1.3)	17.0
離婚等	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0
働きによる 収入減	6	(0.5)	7	(0.6)	10	(0.8)	2	(0.2)	5	(0.4)	5. 3
働きによらない 収入減	27	(2.2)	36	(3.0)	27	(2.3)	33	(2.8)	39	(3.3)	41.5
転入	9	(0.8)	9	(0.7)	15	(1. 2)	16	(1.3)	13	(1. 1)	13.8
その他	0	(0.0)	1	(0.1)	4	(0.3)	5	(0.4)	7	(0.6)	7. 4
合 計	66	(5.5)	84	(7.0)	95	7.0	85	(7.1)	94	(7.8)	100.0

# ④保護廃止の動向

令和6年度における廃止件数78件の内訳は、「死亡」30件、「転出」26件となっており、「死亡」及び「転出」が廃止理由の71.8%と大半を占めています。

○保護廃止件数 (単位:件・%)

女人									1 1-24 •	H · /0/
R 2年	度	R 3 <sup>左</sup>	F度	R 4 <sup>4</sup>	<b>F</b> 度	R 5 <sup>4</sup>	<b>F</b> 度	I	R 6 年度	£ 1
件数 (月平均	J)									構成比
0 (	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	1.3
30 (	(2.5)	28	(2.3)	40	(3.3)	39	(3. 3)	30	(2.5)	38. 5
0 (	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	1.3
3 (	(0.3)	2	(0.2)	13	(1. 1)	6	(0.5)	11	(0.9)	14. 1
0 (	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	0	(0.0)	0.0
3 (	(0.3)	0	(0.0)	1	(0.1)	4	(0.3)	1	(0.1)	1.3
1 (	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	0	(0.0)	0.0
0 (	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	2	(0.2)	1	(0.1)	1.3
0 (	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	0	(0.0)	1	(0.1)	1.3
0 (	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0
3 (	(0.3)	0	(0.0)	3	(0.2)	12	(1.0)	6	(0.5)	7.6
16	(1. 3)	15	(1.3)	17	(1.4)	17	(1.4)	26	(2. 2)	33. 3
56 (	(4.8)	45	(3.8)	77	(6. 4)	82	(6.8)	78	(6. 5)	100
	R 2年 件数 (月平均 0 30 0 3 1 0 0 3 1 0 3 1	R2年度 件数 (月平均) 0 (0.0) 30 (2.5) 0 (0.0) 3 (0.3) 0 (0.0) 3 (0.3) 1 (0.1) 0 (0.0) 0 (0.0) 0 (0.0) 3 (0.3) 1 (0.1)	R2年度 R3年   件数 (月平均) 件数 (月平 0 (0.0)   0 (0.0) 0   30 (2.5) 28   0 (0.0) 0   3 (0.3) 2   0 (0.0) 0   3 (0.3) 0   1 (0.1) 0   0 (0.0) 0   0 (0.0) 0   3 (0.3) 0   16 (1.3) 15	R2年度 R3年度   件数 (月平均) 件数 (月平均)   0 (0.0) 0 (0.0)   30 (2.5) 28 (2.3)   0 (0.0) 0 (0.0)   3 (0.3) 2 (0.2)   0 (0.0) 0 (0.0)   3 (0.3) 0 (0.0)   1 (0.1) 0 (0.0)   0 (0.0) 0 (0.0)   0 (0.0) 0 (0.0)   0 (0.0) 0 (0.0)   3 (0.3) 0 (0.0)   16 (1.3) 15 (1.3)	R2年度 R3年度 R4年度 (月平均) R4年度 (月平均) R4年度 (月平均) R4年度 (月平均) (月平均) 件数 (月平均) 件数 (月平均) 件数 (月平均) 件数 (月平均) の (日本)	田田 (月平均) (0.0) 30 (2.5) 28 (2.3) 40 (3.3) 0 (0.0) 0 (0.0) 0 (0.0) 3 (0.3) 2 (0.2) 13 (1.1) 0 (0.0) 0 (0.0) 1 (0.1) 1 (0.1) 0 (0.0) 0 (0.0) 1 (0.1) 1 (0.1) 0 (0.0) 0 (0.0) 1 (0.1) 0 (0.0) 0 (0.0) 1 (0.1) 0 (0.0) 1 (0.1)	田 2 年度 日 3 年度 日 4 年度 日 5 年	R 2 年度	田田 日本	R 2 年度

# (3)現在の世帯類型

令和6年度の保護世帯類型月平均は、構成比の高い順に「高齢者」329世帯(69.3%)、「その他」55世帯(11.5%)、「障がい者」51世帯(10.6%)、「傷病者」32世帯(6.8%)、「母子」8世帯(1.8%)となっています。

世帯類型の構成比を前年度と比較すると、全ての世帯類型がほぼ横ばいの状態となっています。

## ○世帯類型の推移 (世帯数と割合)

(単位:件・%)

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年	度	R 6年	度	
	受給世帯	受給世帯	受給世帯	受給世帯	構成比	受給世帯	構成比	
	(月平均)	(月平均)	(月平均)	(月平均)	(%)	(月平均)	(%)	
高齢者	3, 073	3, 225	3, 479	3, 656	67. 6	3, 951	69. 3	
口口面面	(256)	(269)	(290)	(305)	07.0	(329)	09. 3	
母 子	58	81	132	127	2. 3	101	1 0	
	(5)	(7)	(11)	(11)	۷. ۵	(8)	1.8	
障がい者	586	595	611	597	11. 0	607	10.6	
净∥• ∨ · ′1	(49)	(50)	(51)	(50)	11.0	(51)	10.0	
傷病者	640	646	591	453	8. 4	388	6.8	
例1	(53)	(54)	(49)	(38)	0.4	(32)	0.0	
その他	381	461	552	577	10. 7	656	11 5	
で VJTU	(32)	(38)	(46)	(48)	10. 1	(55)	11.5	

<sup>※</sup>件数については、年度内における受給世帯数、なお、()内は月平均の世帯数である。

次に生活保護受給期間別の世帯数の分布を見ると、「1年未満」と「1年以上5年未満」の構成 比率合計が55.8%となっており、5年未満の受給世帯が全体の約半数を占めている。

世帯類型別では、「高齢者」、「障がい者」は経済的に自立する見込みが限られており、「10年以上」の構成比でも約9割となっている。

高齢化の進展に伴い、保護受給期間の長期化はさらに進むことが予測される。

## ○世帯類型別保護受給期間

(単位:件・%)

世帯	1	年未満	1年以	上5年未満	5年以	上10年未満	10	年以上	É	計
類型	件数	(構成比)	件数	(構成比)	件数	(構成比)	件数	(構成比)	件数	(構成比)
高齢者	47	(58.8)	118	(65. 2)	64	(73.6)	95	(79.2)	324	(69. 2)
世帯	41	14. 5	110	36. 4	04	19.8	90	29. 3	324	(09. 2)
母子	2	(2.5)	2	(1.1)	2	(2.3)	0	(0.0)	6	(1. 3)
世帯	۷	33. 3	۷	33. 3	۷	33. 3	U	0.0	0	(1. 5)
障がい	4	(5.0)	27	(14.9)	4	(4. 6)	13	(10.8)	48	(10. 3)
者世帯	4	8.3	21	56. 3	4	8.3	15	27. 1	40	(10. 5)
傷病者	10	(12.5)	13	(7.2)	9	(10.3)	3	(2.5)	35	(7. 5)
世帯	10	28.6	10	37. 1	3	25. 7	5	8.6	30	(1.0)
その他	17	(21.3)	21	(11.6)	8	(9.2)	9	(7.5)	55	(11. 8)
世帯	11	30.9	21	38. 2	O	14. 5	9	16.4	55	(11.0)
計	80	17. 1	181	38. 7	87	18. 6	120	25. 6	468	(100)

※構成比上段は受給期間毎の構成比、下段は世帯類型毎の構成比となります。 令和7年4月1日現在

## (4) 医療扶助

令和6年度の医療扶助人員は月平均で入院47人(前年度比9人減)、入院外450人(前年度比39人増)となっています。

医療扶助決算見込額は6億9,270万円で前年度と比較して約5,981万円の増となっており、扶助費総額に占める割合は65.28%(前年度64.06%)で1.22ポイント増加しており、依然として医療扶助額の割合が高い状況にあります。

## ○医療扶助人員・扶助額

(単位:人・円)

	入院 (平均)	入院外	医療扶助 決算額	扶助費総額に 占める割合 (%)	扶助費総額 (円)
R 2年度	34	362	498, 566, 459	61. 91	805, 339, 403
R 3年度	40	385	511, 044, 618	61.66	828, 784, 273
R 4年度	59	395	552, 201, 286	61. 46	898, 542, 726
R 5年度	56	411	632, 890, 440	64. 06	987, 923, 427
R 6年度	47	450	692, 698, 163	65. 28	1, 061, 150, 580

(経理状況報告・統計月報3月分より)

## (5)介護扶助

令和6年度の介護扶助受給者は、月平均で在宅242人と前年度より99人増加、施設入所者は27人で前年度より4人増加となっています。

また介護扶助決算見込額は約5,767万円で前年度と比較して約1,218万円の増額となっています。被保護世帯の高齢化が要因となっており、今後も介護扶助費の増加が見込まれるため、障害、介護等関係機関と連携を図り、適切な介護サービス等の実施が必要です。

## ○介護扶助人員·扶助額

(単位:人・円)

(中区·八十)										
		施	設							
	介護老人	介護老人	介護療養型	地域密着型	在宅	介護扶助 決算額				
	福祉施設	保健施設	医療施設	介護老人福祉施設	(平均)					
	(平均)	(平均)	(平均)	(平均)						
R 2年度	18	4	0	1	131	32, 047, 125				
R 3年度	19	4	1	1	130	27, 231, 244				
R 4年度	18	2	0	1	138	33, 009, 098				
R 5年度	19	3	0	1	143	45, 486, 910				
R 6年度	20	6	0	1	242	57, 667, 404				

(経理状況報告・統計月報3月分より)

生活保護費扶助別の年次推移

	区分	保 護 費							施設事務費	<b></b>	進学準備給付金	合計	
年	度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	(救護園)	<b>机刀日</b>	. 连子华拥和刊	口印
F	2年度	189, 357, 099	75, 692, 798	946, 210	32, 047, 125	498, 818, 467	0	791, 813	1, 556, 455	6, 971, 400	100, 225	0	806, 281, 592
F	3年度	201, 454, 323	80, 833, 193	1, 576, 400	27, 231, 244	511, 352, 135	0	352, 245	420, 967	6, 998, 959	0	100, 000	830, 319, 466
F	4年度	214, 769, 976	86, 926, 732	2, 106, 250	33, 009, 098	552, 360, 620	334, 640	750, 576	2, 224, 011	7, 121, 860	192, 874	200, 000	899, 996, 637
F	35年度	211, 464, 296	84, 930, 942	3, 039, 546	45, 486, 910	632, 890, 440	331, 396	487, 782	1, 876, 599	7, 260, 340	155, 176	0	987, 923, 427
F	86年度	213, 034, 284	85, 776, 670	2, 813, 049	57, 667, 404	692, 698, 163	278, 500	213, 640	1, 134, 444	7, 227, 040	307, 386	0	1, 061, 150, 580
	月平均	17, 752, 857	7, 148, 056	234, 421	4, 805, 617	57, 724, 847	23, 208	17, 803	94, 537	602, 253	25, 616	0	88, 429, 215
	構成比	20. 08%	8.08%	0. 27%	5. 43%	65. 28%	0.03%	0. 02%	0.11%	0.68%	0.03%	0.00%	100.0%
	前年比	100.7%	101.0%	92. 5%	126.8%	109. 4%	84. 0%	43. 8%	60. 5%	99. 5%	198. 1%	0.00%	107.4%

